

学生及び教職員 各位

保健管理センター所長
大屋 祐輔
(公印省略)

「インフルエンザ」流行への対応について（第1報）

沖縄県内でインフルエンザの発症について「警報」が発令されています。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき実施される感染症発生動向調査において、平成29年1月23日～平成29年1月27日までの定点医療機関（県全体58箇所）の報告数が1,720人（1定点当たり29.66人）となっており、これは、警報の指標とされる「1定点当たり30人」に相当する数値になっています。那覇市保健所及び南部保健所においては基準値を超えており、警報が出されています。

インフルエンザは普通の風邪と同様、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られますが、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等全身の症状が突然現れる流行性疾患です。一旦流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がり、日本では例年、11月～4月に流行します。

インフルエンザは集団感染の発症や流行拡大の予防が重要であることから、本学においては下記のとおり対応することとします。

ついては、今後の動向に注意し、感染予防のため健康管理に十分留意するようお願いします。

なお、本学医学部附属病院は特定機能病院ですので、インフルエンザ症状での受診は控えてください。

記

1 感染が疑われる場合の対応

- (1) 急な発熱・咳・のどの痛み、筋肉痛、関節痛等のインフルエンザ様症状が出現した場合は登校・出勤せず、最寄りの医療機関で受診すること。
- (2) インフルエンザ又は疑似患者と診断された場合には、直ちに保健管理センターへ連絡すること。また、学生は指導教員、学部事務室（欠席届等の手続）へ、職員は、所属部局へ連絡すること。
- (3) **発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**の期間は、出席（出勤）停止とし、自宅療養とする。

2 感染予防等の措置

- (1) インフルエンザ感染防止のため、手洗い・うがいを徹底すること。
- (2) 集団感染した場合は、学年閉鎖・学部閉鎖・全学休校の措置を取ることもあり得る。これらに関する情報は、各掲示板、本学のホームページ等で通知するので、その情報に注意すること。
- (3) インフルエンザ感染に備え、一人暮らしの学生にあっては、3日間程度の食料品・生活必需品を備蓄しておくことが望ましい。

3 参 考

- ・ [沖縄県感染症情報センター「インフルエンザ」](#)
- ・ [厚生労働省「インフルエンザ（総合ページ）」](#)

問い合わせ先
保健管理センター
TEL：098-895-8144